地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合についての
地方六団体会長共同記者会見概要

日　時　　平成２０年１２月１７日（水）１３：１５～１３：４７
場　所　　都道府県会館６階　全国知事会知事室
出席者　　麻生全国知事会会長
　　佐竹全国市長会会長
　　中川全国知事会事務総長

（事務局）
ただいまから、地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合についての地方六団体代表による共同記者会見を始めさせていただきます。本日は、麻生全国知事会会長、佐竹全国市長会会長が出席しております。
配付資料は、特にありません。
それでは、麻生会長からお願いいたします。

（麻生全国知事会会長）
鳩山総務大臣とちょうど一時間でしたが、地方六団体と会合を開きました。まず、その模様から報告します。
財政対策ですが、大臣の方からは、ペーパーが提出されました。雇用対策等という形で一兆円交付税を増やしますということです。増やしますが、交付税総額については、１５兆４千億を上回るようにするという、ちょっと弱い表現になっています。ここの所がどういう考え方になっているのか、必ずしも明確ではありませんが、いずれにしても１兆円積むということは明確になりました。これは、途中ちょっと話しが二点、三点しましたが、道路特定財源の話しからスタートしたようなことがありますが、交付税という形で実現させるという方向が、今日の会議を通じて明確になりました。
二番目の点は税制関係ですが、住宅減税・自動車取得税・自動車重量（譲与）税について、我々が求めたのは、こうした政策減税については、ちゃんとした補填をすべきであるという点についてです。住宅減税についてははっきりした財源措置等というのは、与党の税制改正要綱に明示されていますが、問題は自動車取得税や重量税をどういうふうに取り扱うかということですが、これは従来型の交付税で措置するのではないかと考えられますが、ちゃんと措置はするということです。
今年の補正予算関係で６０００億の交付金があるわけですが、繰り返し私共は地方が思い切って使えるように、いろんな制約をできるだけ最大限外すと、使い易い制度にすべきであるということを改めて主張致しました。国もそういう方向で考えるということですが、どういうふうに考えることになるか、交付金だからいろいろ目的がなければ交付金として成り立たないのですが、制度設計が大変ではないかと思います。しかし、方向は我々が求めるように使い易い形で作りますということです。
もう一つ重要な点は、地方消費税です。地方消費税については、党の税制調査会では、地方消

費税の充実ということは明示されています。問題は次の中期プログラムです。今度は政府側が作ると言っている。あの中で、もっぱら焦点は時期の問題になっていますが、我々から言うと地方消費税の取り扱いの問題になります。これは、昨日も鳩山総務大臣がこの点は強く主張しているわけです。地方消費税の充実という方向は明示されると思っていますが、問題は、実は消費税は交付税財源になっています。これを完全に社会福祉目的税にすると、そこ（一般財源としての交付税）の部分が消えてしまうことになりますから、ぜひ、この点は強く地方の重要な交付税を通じてあるいは直接の地方税として重要な点である。我々も地方消費税の増がどうしても必要だということで運動しているという点を充分理解を認識し、やってもらいたいということですが、この点は、鳩山総務大臣は非常に良く理解をされてまして、特に目的税化してしまった場合に、今、交付税特会に直入している。あの問題は非常に重要な問題になっているということについて、充分に理解し、主張していくということでした。この点は、その後に開かれた、党の総務部会に非常に強調されていた点です。

それから、地方分権改革については報告がでたので、必死でやっていくんだという強い決意を鳩山総務大臣が示されました。私共も特に義務付け、枠付けを思い切って、廃止、撤廃するということは、非常に分権という点から見て効果がある。これはまず必ずやってもらいたい。地方の出先機関についても、巨大機関という問題があるのですが、ともかく思い切って地方に仕事を移すということをやりながら、分権の方向で進めてもらいたいということを申しあげました。

（佐竹全国市長会会長）

今、麻生会長がお話したとおり重なるのですが、例の交付税の１兆円については増額のベースがどこに置かれるのかによって全然違ってきます。１４兆８千億という仮試算ベースから行くと、１５兆円後半になる。対前年度、１５兆４千億をベースに置くか、そこら辺ですが、なんとなく仮試算ベースなのかなという感じがしましたが、対前年度は上回るという形の総務省の心証を得たわけです。

もう一つは、政策減税の中の住宅ローン減税以外の自動車関係税以外については、やはりこれは補填の措置を考えて頂きたい。

もう一つは、先般作りました地方公営企業等金融機構です。昔の公営企業金融公庫。これが、地方で設立した機構になっていますが、現在、公営企業のみ貸付ができるようになっていますが、これを一般会計にも貸付ができるように、我々望んでいますが、機構の制度改正についてやっていただきたい。

後は、地方分権改革については第２次勧告もでましたが、なんとなく広く、薄く、あっさりとというような結論になると、何のための地方分権改革かと。確かに、１００％と言わなくてもやはり抜本的なものをきっちり出すことが、国の姿勢として大事ではないかということをお話申し上げました。

例の定額給付金の問題については、先般１１月末に都道府県、市長会に説明があり、都道府県を含めて全国の市町村から相当な数の質問、要望がでてきています。質問、要望を全部総務省へ提出しています。総務省の方では、質問、要望を踏まえてさらに現在、詳細な制度設計をしているという方向です。これを充分に加味していただきたいということ。全体的には相当簡略な方法となりつつありますので、これについては、なお一層という話しをしました。

一方で、この１２月議会等で、たぶんどこの市町村でもこの問題が議会でけっこう議論されているのではなかろうかと思います。制度の事務的な問題と主旨の問題がありますので、やはり制度設計については充分に地方がやりやすいというように、これを総務省の方でも、充分要望を聞いていただいておると感じていますが。やはり、国民が分かりやすいように、今度は第二次補正予算案を提出した時に、国会での議論を丁寧にやっていただきたい。それによって、今度は市町村議会に移ってまいりますので、市町村議会が混乱しないようにということは、その前提となる、国会議論をきっちりやっていただきたいということをお話し申し上げました。

後、総務省の関係ではないですが、厚生労働省関係で年末になると制度改正やら何やら、突然でてきて、突然地方にということがありますので、これについては総務省の方からも充分、地方と情報を共有、あるいは相談した上でやっていただきたいということを話し申し上げました。以上です。

（中川全国知事会事務総長）

本日には、その他の４会長は出席ではありませんが、４会長も地方の税財政問題を中心に発言されました。

原町村議会議長会会長からは、地方制度調査会の運営問題について、山本全国町村会会長からは、市町村合併について、また、介護関係の経費の問題について、それぞれ発言がありました。

（記者）

一兆円の交付税についての関係ですが、佐竹会長が出発点が仮試算がベースになるのではないかと言われましたけど、その点は総務省から今日どういった説明があったのでしょうか。

（麻生全国知事会会長）

この点についての発言は、１５兆４千億円が今年の額ですが、これを上回るようにするという表現で、上回るというのはここをベースに１兆円ということを言っているのか、これを上回るが、１兆円というのは別のベースから計算するのかということは、必ずしも明確ではありませんでした。

いずれにしても別枠という表現は使っています。雇用対策という形で。言わば、需要サイドです、地財計画上の需要サイドを１兆円増やすということを言っているのです。１兆円を増やすということが、どの数字に反映されてどういう数字になっていくのかということについての説明は明確にはない。

いずれにしても、地財計画上増やすためにはどうしても必要な歳出サイドを１兆円雇用対策等で増やすということは明確にでている。

（記者）

１兆円の交付税ですが、臨財債とかの規模がどれ位になるかにもよって、地方が自由に使えるお金がどのくらいになるか変わると思いますが、現段階で、これで十分だとお考えか、それともどれ位が適切だとお考えでしょうか。

（麻生全国知事会会長）

少なくても交付税特会に算入される５税がものすごい勢いで減収になっているという状態になってしまいました。言わば、歳入サイドから、ルールからいうとものすごく原資が減るんです。ところが、原資が減るという状態をそのまま反映されてしまうと、これは大変な勢いで地方財政が縮小するか、あるいは今の対策債をものすごく増やしていかないといけないということになってしまうわけです。これを何とかてこ入れしないといけないということですが、地財計画を挟んでの問題ですから、それを乗り越えようとすると、どうしても歳出サイドの手当をしなければいけないということです。歳入サイドはどんどん減らさぜるを得ないじゃないか。ルール上、投入してもお金がないのだからということになるのだから、それはいかんのだと、というための歳出サイドを増やさなければいけない。それに１兆円というのを追加するということになりましたから、今ありましたように今年の交付税を総額としては、相当大きく上回るということになった。これは間違いない。その大きさが、１５兆円のどの程度の水準まで上がっていくのかということになります。ということに段々なってきました。ということを考えると、かねて我々は、交付税の復元・増額、増額・復元と言っていますが、その線に沿った形の地方財政計画、交付税になっていくということは、間違いないというふうに考えられますから、この財政難の中では非常に健闘した地財計画、交付税計画になるというふうに思っています。

もう一つ、実は今年の交付税は４０００億増やされていますが、二次補正の第一回目のところで、地方の活性化交付金を６０００億積むと言っています。これは、単年度の措置ですが、極めて交付税に近い形で使い易いお金になります。その意味では、今年は４０００億増えましたが、補正の６０００億を加えると、事実上、１兆円増えているという形になる。問題は、その中で６０００億は単年度の措置ですから、来年以降のことを考えると、どうしても別の形で確保しなくてはいけない。それが今回の１兆円の歳出増という形での財政状況になるというふうに思っています。

充分かというと、なかなか世の中で充分なことはない。全体としては、８月末の６０００億切られて、どうにもならなくなるかなという状態に比べると随分、相当前向きにやれるとなってきたと思います。

（記者）

分権改革の評価ですが、職員数の算出とか、組織の統廃合論に関心が集まっていますが、最大の問題は、権限を譲るという項目の書きぶりが弱いことと、それから、それが少ないという点についてはいかがでしょうか。

（麻生全国知事会会長）

その点については、我々は少し表現が曖昧な所がありますが、やっぱりちゃんと権限を移すということをやるということが大前提です。ですから、その線で進めていくべきだと思っています。

（記者）

別表になっている部分の話ですが、あれは事務局が主体になって書いていますが、改めて分権委員会にそこはもう１回修正をしてほしい、というか再検討を要請するとか。

（麻生全国知事会会長）

分権委員会が勧告を出しましたから、手は政府の方に移っていますから、今日も総務大臣がその点はよく申し上げたのですが、やっぱり分権を徹底するということを基本としてやらなければいけないということをやる。組織論ばかり先行するようなことではなくて、その前提としてかねて私共は主張していますが、徹底的に分権してスリムにして、どうしても残る部分を統合するべきであるということです。そういう意味では、徹底した分権をまずやるべきであるということで、ボールを受けた政府に求めて行きたいと思います。

（記者）

勧告の中で、特に単一の都道府県などで完結している部分のみの事項と移譲範囲を強調されていて、いわゆる広域的なものは特に移譲対象に含まれていないという印象を受けたのですが、そのところについては。

（麻生全国知事会会長）

それが、大きく分ければ言われるように、行政なり施策の対象範囲が主として都道府県の範囲の中にある場合と、それを越えたいわばブロック的なものとあります。今回の方針は、都道府県単位のものもちょっと曖昧になっている。ブロック単位も然ることながら、都道府県単位のものは地方に明確に移すという大原則を確立してやるべきだというふうに思っています。

例えば、今、話題になっていますが、ハローワーク関係の仕事なんかは、必ずしも明確ではない。しかし、人間の移転のところは入っている。

まずは、都道府県単位の所は、やっぱり移すということで本部が作業すべきだと思います。

（記者）

税財政が主なテーマとなる第３次勧告が来春に控えておりますが、気が早いかもしれませんが、注文等ありましたら。

（麻生全国知事会会長）

一番中心になるのは、やっぱり税財源の地方、中央の比率です。今、６：４です。これを５：５にするという大原則を明確にして、具体的な方策を勧告するということが一番大事であるし、我々も期待している。

実際に我々は地方でいろいろやっていますが、結局、国にお金があるのです。お金があるから、例えばこの補助金を止めましょうとしても、また次の補助金がでてくる。権限移譲の話しをしても、常に問題になるのは、今回の河川なんかそうですが、受けるのは受けてもいいんだが、河川を受けた場合に相当大きなお金がかかる。河川は特に責任重大です。いざとなった時は大災害を起こすのだから、一所懸命やらなければいけない。それをやれるだけの財源措置は本当にどうなっていくのかということがはっきりしなくて、「はい、やりましょう」と言えないのです。逆に言うと、お金は地方にこれだけ移っていくんだということになれば、国側もいろいろやろうにもお金がない、地方側に移すとなればむしろ積極的にこれは地方にやらせようということになる。お金があれば、それは現実ですから。やっぱり第三次勧告はものすごく大事だと思います。そこ

のところをはっきりしないで、権限、権限ったって、なかなか実態が進まないというのが今の綱引き状態にある非常に中心的な問題である。言われているように、第三次勧告は財政問題を真正面からやってもらいたいです。

（記者）

道路特定財源から、地域活力基盤創造交付金という名称で１兆円地方に出ることになりましたが、これについては、公共事業特定財源のような形で一般財源化に全然なっていないという話しもありますが、これに対する受け止めと、生活者財源ということで最初、福田総理が道路特定財源の一般財源化と言ったと思いますが、こういうものを地方にとって生活財源にすることができるのか。

（麻生全国知事会会長）

この問題、特定財源の一般財源化に当たって、我々は大きく二つのことを主張したわけです。一つは地方枠がちゃんと確保される。なぜ、そうかというと一つは必要な道路が作られるという条件は依然として必要であるということです。

それと同時に地方枠を確保されて、それだけではない、他の用途にも使えるような柔軟性の高い枠にすべきであるということです。つまり「枠」を確保する。しかし、道路だけでなく他の分野にも使えるような柔軟性のあるものにすべきである。我々は、地方活力基盤創造交付金と言ったのは、道路だけではありませんよと、地方の活力というのは道路の他にもいろんなことをやらないといけないです。そういうことをやれるようなお金にすべきであるということを主張したわけです。

第二番目の点については、道路だけではなくて他の方にも使えるというように用途を思い切って広げるということになってます。例えば、地方では公共交通が非常に衰弱している。これをてこ入れするようなことに使えるべきじゃないかということに言っているわけです。そういうようなことをすべきだと私共、思っています。その点については、そうするということになっていますが、まだ、詳細は決まっていないということです。

我々はぜひ、広範囲な形でハード事業だけではなくてソフトにも使えるようにやっていきたいと思っています。これで、地方として思うように使えるようになったのかというと大体目的は達成しつつあるのではないかと思います。福田総理が当時言われたのは、社会保障を念頭に言われた言葉でないかと思います。その点からいうと、社会保障に回っていませんが、この度は総理が６００億と言われたのですか、いわゆる福田総理に言われたと推定される生活の部門にも少し回そうとなってきたとそういうことではないかと思います。

（記者）

佐竹会長にお伺いします。定額給付金の件ですが、通常国会が始まって財源をどうするのかという法案が出ますが、民主党はどうも反対する動きですが、実際に支給が始まって、全国で給付が終わるのはいつ頃だと思いますか？

（佐竹全国市長会会長）

結局、スタートがいつになるか、いわゆるルール的にも地方が地方の市町村議会に事務費を含めて、準備ができるという裏付けが国からいつ出されるかによって全然違う。流れからすると裏付けが出された後に、今は、当然想定して、お金がかからない、頭の体操の制度設計はやっているのですが、それから、議会にかけて、何日かかかるわけです。それから、今度はある程度のところで、外注でコンピューターのソフトウェア変更の契約をして、テストをする。そういうどうしてもやらなくてはいけない物理的なことがある。これは市町村の規模によって違いますが、数週間から一ヶ月位かかるのではないかと思います。それから発送になります。

もう一つは、どういう形で国から出されるのか。いわゆる応答のない人が、辞退なのか、貰いたいけれども口座がなかったり、あるいは、お年寄りで郵便を出せないのか、そういうものまで全部フォローするのかどうか、どこら辺で割り切るのかという話もでてくるでしょう。そういうものは、どういう形で国から出されるのかによって、後の部分も相当違ってくる。ですから、いつスタートできるか、我々としては、全く分かりません。

（記者）

民主党は反対をして、三分の二ルールで再可決したと仮定した場合に、給付のスタートは４月中旬位になるのではないでしょうか？

（佐竹全国市長会会長）

人口２、３００人の小さな村だと一日でできるかもしれません。何百何十万という横浜市とかになると、そう簡単じゃない。それぞれの市町村の事情がよく分かりませんが、いずれにしても、昔と違って手作業ということはありえません。シビアな作業がけっこうありますから、確かに年度末、何度初めと人事異動がありますがそんなことは言ってられない。決まったら、きちっとやる、努力はする。いわゆる物理的なものについては、国会の方々はほとんど分かっていない。コンピューターソフトを見たことがある人はいないでしょう。それは今、総務省の方できちっとやっていますから、総務省の方からきちっとしたものがでてくるということを期待していますし、当然、そうなるべきです。

－以上－